

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第12号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により子どもが療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が子どもに係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（医療費に対する付加給付制度があるとき（子どもが受給資格証を提示して現物給付（保険診療に係る自己負担額分を病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「医療機関等」という。）に支払うことなく、当該医療機関等において当該保険診療を受けること（当該保険診療に係る当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体連合会又は</p> | <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 本市は、国民健康保険法若しくは社会保険の規定により子どもが療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき又は被保険者若しくは組合員が子どもに係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときに、被保険者又は組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（医療費に対する付加給付制度があるとき（子どもが受給資格証を提示して現物給付（保険診療に係る自己負担額分を病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「医療機関等」という。）に支払うことなく、当該医療機関等において当該保険診療を受けること（当該保険診療にかかる当該医療機関等から提供される情報に基づき三重県国民健康保険団体連合会又</p> |

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知される場合に限る。)をいう。)の適用を受けたときを除く。)は、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控除した額)を助成する。

(受給資格証の提示)

第6条 受給資格証の交付を受けた者

(以下「受給資格者」という。)は、医療機関等から当該受給資格者が監護する子どもが診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、当該医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。ただし、受給資格者が受給資格証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードを提示することにより、医療機関等が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

は社会保険診療報酬支払基金から市長に当該保険診療に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な事項が通知される場合に限る。)をいう。)の適用を受けたときを除く。)は、現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該付加給付制度による給付を受けることができる額を控除した額)を助成する。

(受給資格証の提示)

第6条 受給資格証の交付を受けた者

(以下「受給資格者」という。)は、医療機関等から当該受給資格者が監護する子どもが診療、薬剤の支給又は手当を受けるときは、当該医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年3月27日から施行する。ただし、第4条の改正は、医療法等の一部を改正する法律(令和7年法律第87号)附則第1条第5号に定める施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(こども未来部こども手当・医療給付課)